

第2章 学校・家庭・地域が連携した食育の推進

第1節 連携の基本的な考え方

食育を推進するに当たり、第一義的な役割が家庭にあることには変わりありませんが、学校においても、校内食育推進体制を整備するとともに、学校が家庭や地域社会と連携、協働し、食育を一層推進していくことが求められています。そして、児童生徒が食に関する理解を深め、日常の生活で実践していくことができるようになるためには、学校と家庭との連携を密にし、学校で学んだことを家庭の食事で実践するなど家庭において食に関する取組を充実する必要があります。

また、児童生徒に地域のよさを理解させたり、愛着をもたせたりする上では、地域の生産物を学校給食に取り入れたり、食に関する知識や経験を有する人材や教材を有効に活用したりして食に関する指導を進めることが、大変有意義だと考えられます。

各地域には、その地域の気候、風土、産業、文化、歴史等に培われた食材や特産物が生産されており、郷土食や行事食が伝承されていたり、生産や流通に関わる仕事や食育のボランティアをしている人々、経験豊富な地域の人々がいたりします。具体的な指導の際には、このような地域の人材や地元で生産される食器具などの教育資源、教育環境を活用することが極めて有効と考えられます。

さらに、学校相互間の連携や地域との連携を深めながら、学校における食育を進め、地域にも広めることで、児童生徒とその家庭の食生活が向上したり、地域の人々の食や健康課題への関心を高めたりすることが期待できます。

このように、学校において食育を進めるに当たっては、広く家庭や地域、学校相互間との連携を図りつつ食に関する指導を行うことが必要です。家庭や地域においても食育に対する理解が進み、食育の取組が推進されるよう、学校から積極的に働き掛けや啓発を行うとともに、地域と協働して進める体制整備を充実していくことが大切です。また、地域の健康増進計画や食育推進計画において、明らかにされている学校や家庭、地域の役割とも関連させた取組を行うことが大切です。さらに、新しい学習指導要領前文では「社会に開かれた教育課程の実現が重要となる」と述べられています。それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくことが求められています。

第2節 家庭や地域との連携の進め方

1 児童生徒及び家庭の実態把握、課題や目標の共通理解

児童生徒及び家庭の食生活の状況や基本的な生活習慣の実態把握に当たっては、学校が家庭や地域の協力を得て、調査を実施します。

明らかになった児童生徒の食に関する課題について、学校運営協議会等で情報を共有し、指導の目標を具体化するための協議を行います。指導の目標は、学校教育の重点目標として位置付けたり、学校評価の観点にしたりして、学校・家庭・地域は指導に向けた具体的な方策を共有します。

2 学校の指導内容や指導方法、役割等についての共通理解

学校は、食に関する指導の目標や計画、各教科等における食育の視点や指導内容、教育活動の様子、学校給食の意義、役割等について、家庭や地域に積極的に公開したり、情報を発信したりして、家庭や地域の理解や協力を得やすい環境を整えます。

3 成果・取組後の課題の共有

学校は、保護者や地域の方々に学校の公開授業や学習発表会等への参加を促したり、学校評価の結果を踏まえ、学校運営協議会等で協議したりして、食に関する指導における学習の成果や取組後の課題を共有するとともに、必要な改善を行い、連携・協働の輪を広げていきます。

4 家庭との連携の進め方

学校における食に関する指導の充実と合わせて、家庭での食に関する取組がなされることにより、児童生徒の食に関する理解が深まり、望ましい食習慣の形成が図られることから、学校から家庭への働きかけや啓発活動等を積極的に行うことが大切です。

(1) 家庭への働きかけ

児童生徒が、食に関する学習の課題を探究する過程で、自分の考えを深めたり、まとめたりするためには、学習の課題を家庭で調べる、振り返る、実践できるような具体的な手立てを講じる必要があります。家庭の協力を得る方法として、授業で学んだことをまとめた学習ノートやワークシートを活用し、学習内容を家庭に伝えるとともに、家庭で実践したことを学校で確認できるようにします。

(例)

- ・【小学校低学年 学級活動(2)】「食事のマナーをよりよくする」ことを目標にした「はしの使い方を練習する学習」において、学習後、練習キット・振り返り表を家庭に持ち帰り、自己目標に基づいた練習を行う。家庭では、親子で練習に取り組み、親は励ましのコメントを振り返り表に記載する。
- ・【小学校高学年 家庭科】「いためて朝食のおかずを作ろう」の学習後に、夏休みに「オリジナル朝食レシピ作り」の課題を設け、親子で一緒に試作し、レシピを完成させる。

(2) 家庭への啓発活動

家庭では、食に関する情報に基づいて判断したり、振り返ったりすることにより、家庭の食生活をよりよくしようとする意識を高めることが大切です。

その方策として、参観日に食に関する指導の授業を行ったり、学校と地域が連携して講習会や研修会等を企画し、「実際に食べる」「調理を体験する」など親子で取り組める機会を設けたりして、学校給食の献立や栄養のバランス、望ましい食習慣や生活習慣、食文化や郷土食・行事食、自然や季節と食事との関わりなどについて理解できるようにします。

企画の際には、学校の食育のねらいや児童生徒、保護者の到達目標とも関連させた計画や内容にすることが大切です。

講習会等を開催するに当たっては、アンケート等を実施するなどして、参加者の感想や意識の変化等を把握し、次回の講習会等の内容に反映させるようにします。

(例)

- ・【参観日】食に関する指導の授業を実施
- ・親子に正しい食事の在り方などを啓発し、親子のコミュニケーションが図れるように計画した親子料理教室の開催
- ・家庭において食に関する話題を促進するため、食育参観日を実施
- ・【参観日 学校行事】家庭で課題意識を高めるための「食生活習慣の見直し」に関する親子参加の講演会の実施

5 地域との連携の進め方

学校における食に関する指導を充実するためには、校区や近隣の人材や機関にとどまらず、広く地域と連携していくことが必要です。連携先は、学校独自で人材や機関を開発するだけでなく、学校運営協議会や地域学校協働本部のネットワークとも関連させて充実していくことが大切です。

(1) 地域で行われる食育の取組との連携

地域の方々を学校へ招いて学習するばかりではなく、関係機関や団体等が主催する各種教室や体験活動のイベント等に参加することは、児童生徒の食に対する興味・関心を高め、発展的な学習の機会ともなります。また、市区町村や関係機関、関係団体が主催する食育に関する発表会等に学校が発表したり、参加したりすることで、新たな取組のヒントを得ることや連携先を構築するきっかけとなります。

学校では、市区町村教育委員会とも相談しながら、食育を推進する組織が開催情報を取りまとめ、各学年の参加計画が学習との関連に応じてタイミングよく立てられるようにします。地域によっては、関係者により食育推進のための会議が設けられているところもあり、そのような場を活用して情報交換や協力要請、各種行事等の情報の把握を行うことが考えられます。

各種教室や体験活動を効果的に進めるためには、児童生徒が自主的に活動できるよう、活動の進め方の打合せをしたり、助言したりすることも大切です。

(例)

- ・地域の保健機関や公民館、量販店、企業等が主催する料理等の体験教室への参加
- ・市主催「食育まつり」での児童生徒の実践発表
- ・老人会等と連携した料理教室の開催

(2) 医療関係者等の専門家との連携

児童生徒一人一人が食生活の問題や課題を改善及び克服できるように指導したり、保護者が抱えている問題や不安を解消できるように支援したりするためには、学校での個別的な相談指導だけでなく、家庭や地域、関係機関や学校医、地域の保健機関等の専門家との連携・協力が欠かせません。このため、これらの関係者とのネットワークを構築しておくことや連携体制を整備しておくことが望まれます。

また、食物アレルギーを有する児童生徒への個別的な相談指導や学校給食における個別対応に関する情報、助言を得るための連携も重要です。

(例)

- ・各小学校、中学校における学校保健委員会の開催
- ・地域の保健機関を中心とした「食のネットワーク」への参加
- ・地域で行われる「健康フェスティバル」への参加

(3) 生産者や関係機関との連携

地域では、食生活改善推進員等のボランティア、農林漁業者やその関係団体、公民館、社会教育関係団体などの様々な人々や関係機関・団体が存在し、食に関する専門的知識等に基づいて様々な活動を行っています。また、農林水産物の生産、食品の製造、加工及び流通等の現場や教育ファーム、市民農園などが存在しており、それらは地域で食育を進めていく上で貴重な場となっています。学校において食に関する指導を行うに当たり、それらの人材の協力を得たり、生産等の場を活用したりすることは教育的効果を高める上で有意義と考えられます。

また、学校給食における地場産物活用を進めるに当たっては、生産者や関係機関、関係団体等と推進体制を整備することが重要です。その際、連絡先に対して学校給食の意義や児童生徒の食に関する指導への理解を進め、体験活動等の支援や協力を得ることで、食育の効果を高めることが可能です。

(例)

- ・【小学校低学年 生活科】地域の生産者のアドバイスによるさつまいもの栽培学習及び食生活改善推進員を講師に招いたさつまいも料理調理体験学習
- ・【小学校中学年・高学年 総合的な学習の時間】農業団体の女性部が所管しているみその加工場におけるみそ作り体験活動
- ・【給食の時間】地元の野菜を利用した学校給食実施日における生産者による講話及び交流給食

(4) 地域の関係機関等との連携

食に関する課題は地域の特色が関係していることもあるため、市区町村における健康関係部署や生涯学習関係部署と連携した取組が有効です。市区町村が実施する活動（健康教室、運動教室、調理実習、講演会など）と連動した取組は、児童生徒や保護者にとって、地域住民として生涯にわたる健康の維持増進にもつながります。そのほか、地域の保健所や健康・保健センターなど、健康管理に関する関係機関の情報や助言をもとに指導の充実を図ります。

6 校種間の連携

子供への食育は、乳幼児期から青少年期までの発達の段階に応じて適切に行われることや、地域全体の子供の食に関する共通の課題の解決が重要であることから、地域にある幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園や小学校、中学校の間での連携した指導が行われることが望まれます。

(1) 小学校・中学校と幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園との連携

校種間の連携としては、地域の健康課題や幼児児童生徒の実態、指導の在り方を把握し、関連付けることを通して、それぞれの学校段階の全体計画を充実させたり、小中一貫としての共通のカリキュラムを作成したりすることができます。また、近隣の同じ課題やテーマをもつ学校同士が交流することを通して、幼児児童生徒が視野を広げ、豊かな人間形成を図っていくことが期待されます。さらに、食物アレルギーを有する幼児児童生徒の校種間の情報を共有することも重要です。

(例)

- ・「中学校卒業後バランスのとれたお弁当を日常的に作ることができる」を到達目標とし、小中発達の段階に応じたカリキュラムを作成する。
- ・幼稚園児と小学生が学校給食で交流しながら食事を楽しむ。
- ・地域で行われる「プレゼンフェア」で食育の実践を交流し、食や健康に対する課題意識の持ち方や解決方法を学び合う。
- ・小学生が中学生と一緒に地域起こし（料理開発）に取り組む。

(2) 小学校・中学校と特別支援学校との連携

学校間の連携としては、交流給食や家庭科、技術・家庭科（家庭分野）の調理実習等、共同的な学習が考えられます。

交流を行う際には、事前に実施内容を検討し、児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなど、交流及び共同学習が効果的に行われるようにします。例えば、小学校、中学校において、事前に食事に関する基本動作やコミュニケーションの持ち方等について、相互理解につながる指導を行うことが大切です。

交流は、文通や作品の交換といった間接的な交流も含め、継続的に実施することが大切です。

7 栄養教諭の役割

栄養教諭は、学校における食育推進の要として、校内の食に関する全体を構想・企画する際に、家庭や地域の連携を視野に入れて作成するとともに、教職員間の連絡・調整を図り、それぞれの活動を協力・支援し、学外との渉外に努め、地域との連携事業を実施する等の役割を担うことが求められています。

(1) 家庭における食生活や生活習慣等の実態把握

学級担任や養護教諭と連携し、保護者等の協力を得ながら調査を行い、家庭や地域での生活スタイルや食環境の実態及び課題を明確にします。その課題解決の方策を食に関する指導の全体計画や学校給食の献立内容、日々の指導に反映するようにします。

なお、実態把握をする際には、地域の健康増進計画や食育推進計画における課題や取組計画、評価指標等と関連させた調査を行うようにして、地域全体の課題として取り組みやすいようにします。

(2) 家庭と連携した取組を推進するための企画・提案

栄養教諭は、地域の保護者の状況等を考慮しながら、各家庭への働き掛けや啓発活動の年間計画の企画・提案を行います。企画する際には、児童生徒の学習内容と関連させ、家庭においても取り組みやすく実現可能な目標や内容、評価を計画し、手立てを講じるようにします。

また、学校給食の献立表を通して給食内容を知らせるとともに、食育だより等で、児童生徒の食生活の状況や望ましい食生活の在り方等、食に関する学校の課題や家庭の取組事例を保護者や地域に提供するようにします。食育だより等を作成する際には、返信欄等を活用して情報交換ができるように工夫することも大切です。

さらに、PTA が開催する研修会で講師をしたり、食に関する研修会や学習会の開催に当たっての助言をしたりするなどの支援を図ることが望まれます。

(3) 地域の食育の取組の情報収集

地域の生産者や関係機関・団体の状況、行事等についての情報収集を行い、必要に応じて地域の食育のイベントにも参加するなど、地域と連携する役割を担うことが期待されます。

また、収集した各地域での取組事例を校長その他の教職員に積極的に提供し、全体計画の作成及び全体計画を踏まえた指導に生かすようにします。

(4) 地域の関係機関・団体と連携した取組を推進するための企画及び連絡調整

地域の人材や体験活動が可能な施設、関係機関・団体が企画している食育プログラム等の情報を考慮し、食に関する年間計画の企画を行います。公民館や社会教育関係団体、地域の団体等が、児童生徒対象の料理教室や食育講座を開催する際には、児童生徒の個人情報保護に十分配慮した上で、学校の既習事項や児童生徒の特徴等を情報提供し、効果的な進め方等の助言を行うことが望まれます。その際に、可能であれば地域の栄養士会等の協力を得て実際に指導に関わることも考えられます。

教師が食に関する指導を行う際には、栄養教諭が、地域の人材や体験活動が実施できる施設等の情報を提供したり、具体的な日程調整や実施内容の企画提案・連絡等を行ったりすることも考えられます。

(5) 校内での「食に関する指導の人材等のリスト」の作成・活用

家庭や地域等との連携を図るためには、各学校において、それぞれの地域の人材や協力が期待できる組織、体験活動が実施可能な施設等をまとめた「食に関する指導の人材等のリスト」（以下「リスト」という。）を作成しておくことが有効です。栄養教諭は、「リスト」を作成することを通じて、ネットワークを構築しておくことが大切です。その際、教育委員会は、地域学校協働活動推進員や委員会が作成した「リスト」を学校へ提供したり、栄養教諭の作成をサポートしたりすることが重要です。

なお、「リスト」については、学校運営協議会・地域学校協働本部等とも共有し、食育推進に関するネットワークが安定的かつ継続的に担保されることが望まれます。

【食に関する指導の人材等のリスト（例）】

○地域の人々

保護者、学校サポートグループ、子供会活動のセンター委員、農林水産業等の生産者、管理栄養士・栄養士、調理師

○関係機関

学校関係：大学、高等学校、研究機関

農林水産関係：農政事務所、農業改良普及センター、生産者組合・生産者・商店、教育ファーム、市民農園、企業、量販店、商店

保健所関係：保健福祉事務所、健康・保健センター

医師会関係：学校医、学校薬剤師

【地域と連携した食に関する取組（例）】

公民館や青少年教育施設等での料理教室、健康まつり、学校給食展、子供会行事、健康フェスタ、体験教室、食育講演会、食育フォーラム

(6) 栄養教諭同士の連携

幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園から小学校に入学する幼児及び小学校から中学校に入学する児童、さらに、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校から特別支援学校に入学する幼児児童生徒のよりよい成長発達のためには、幼保小中連絡会等での情報共有とともに、これまでの給食の栄養管理評価や個別対応の内容について、スムーズに移行することが重要です。そのためには、各施設の栄養教諭等が連絡を取り合い、詳細な情報を交流することが必要です。

また、小学校、中学校と特別支援学校の児童生徒が、給食の時間や食の体験学習等で活動をともしする場合においても、栄養教諭同士が、配慮が必要な児童生徒の状況や受入れ施設の状況等の情報を提供し、関係職員とともに共有することが大切です。

なお、異なる校種を兼務又は担当している栄養教諭は、連携した指導が行われるようコー

ディネートすることが必要です。

＜共同調理場を担当している栄養教諭の役割＞

共同調理場を担当している栄養教諭は、その地域の給食を管理していることを生かした献立計画や各学校の食に関する指導の全体計画を作成することが求められます。地域の児童生徒の食生活や生活習慣等の実態を把握し、児童生徒や各学校が抱える課題と食育推進のための方策を明らかにすることも必要です。共同調理場の栄養教諭と各学校の給食（食育）主任が連携するための組織を構築することで、地域全体の食育を推進することができます。

